資料４－４

中国における強制実施権制度の概要

１．強制実施権が認められる要件

（1）概要

・中国における強制実施権に係る規定は、特許法第 48 条～55 条及び特許法施行細則第 72 条～第 73 条に規定されている。そして、それらの規定も含み、更に詳細な手続を規定した国家知的財産権局局長令（特許権の強制実施権に関する弁法）が制定されている。

・特許法第 14 条には、国有企業事業単位や中国人の特許について、国又は公共の利益に重大な意味を持つ場合に、行政府が普及・応用を許可できる旨の規定がある。

・現行制度は、2000 年に改正されたものであるが、2000 年改正では強制実施権についても TRIPS 協定に整合させるための改正が行われている。

（2）強制実施権設定の裁定

・以下の場合に強制実施権の設定が許諾される。

①特許を実施できる者が、合理的な条件の下でライセンス交渉を行ったが、合理的な期間内に許諾を得られなかった場合。

②国家緊急事態や非常事態が生じた場合、又は、公共の利益のためである場合。

③利用関係特許の場合（ただし、先の特許発明から顕著な経済的意味とともに大きな技術的進展が得られた場合に限る。）。

更に、許諾される強制実施権については以下の規定がある。

・利用関係特許の強制実施権が認められた場合、先の発明の特許権者は後の特許発明の強制実施権を請求できる。

・半導体技術に関する特許については、公的非商業的使用並びに司法又は行政手続を経て反競争的とされた慣行の是正に限定される。

・発明と実用新案のみであり、意匠には適用されない。

（3）国有企業又は国立研究所等の特許に関する規定

・国有企業又は国立研究所等の特許について、国又は公共の利益に重大な意味を持つ場合は、行政府が国務院の認可を受け、普及・応用することを決定し、指定された者に実施を許可することができる。

・中国集団所有制単位や中国人（個人）の特許についても、国又は公共の利益に重大な意味を持つ場合には同様の取扱いができる。

2．手続き等

○強制実施権の付与

・特許権付与後 3 年以上経過した後は、いかなる機関も国家知的財産局に強制実施権の裁定を請求できる。
・国家知的財産局は、強制実施権許諾請求書の副本を特許権者に送達し、意見を陳述する機会を設ける。

○強制実施権の条件

・強制実施権は非排他的なものとする。

○強制実施権の付与に伴う実施料の支払い

・強制実施権を認める決定の後、当事者間で実施料額について協議する。双方の協議が成立しなかった場合は、国家知的財産局が裁定する。

○強制実施権の撤回

・強制実施権を認めた理由が消滅しかつ再び発生していない時には、特許権者の申し出により強制実施権を撤回することができる。

3．強制実施権に関連した事例

事例無し。

4．法改正の動向

・現在のところ、法改正の予定なし。